

臨時職員 業務内容及び雇用条件

1 募集人数：1名

2 仕事の内容：資料印刷・発送・データ入力等の事務補助等

3 雇用期間：令和8年4月1日から令和8年7月31日まで
更新の可能性あり。ただし、最長でも雇用開始から2年まで。

4 就業場所：埼玉県県民活動総合センター（北足立郡伊奈町内宿台6-26）

5 勤務日：週3日勤務

6 始業・終業時刻及び休憩時間：

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分）

ただし、業務上の必要により変更する場合があります。

所定外労働等：無

7 報酬

(1) 基本賃金：時給1,150円

(2) 費用弁償：当財団規程により通勤費用を支給

(3) 締切日：毎月末日

(4) 支払日：翌月21日

(5) 支払日に控除する費目：所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料

(6) 昇給・賞与・退職金：無

(7) 健康保険：適用

(8) 労災保険・雇用保険：適用

(9) 有給休暇：無（ただし、採用から6ヶ月経過後まで引き続き雇用された場合、労働基準法の規定により付与）

8 必要な経験等：ワード・エクセル等の基本的な操作のできる方

9 その他

自動車通勤可。ただし、センター内の職員用駐車場の利用可能台数には限りがあるため、ご利用いただけない場合があります。

（その場合は近隣の駐車場をお探しいただくことになります）